

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		大宮武道館の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮武道館条例・同施行規則
条 項		条例第 5 条、第 6 条、規則第 3 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課 (電話：048-829-1729)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下のいずれかに該当すると認めるときは、武道館の利用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 管理上支障があるとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、武道館の設置の目的に反するとき。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 22 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 22 年 4 月 1 日最終改正
備 考		